

第15回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和8年5月20日（水）13時30分～14時30分
- 2 場 所 市役所3階 大会議室
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について
協議事項 令和8年度畑地化促進事業の申請について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 23名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 木地谷 淳
農地係長 柳久保 一幸
主任 長代 美穂
農政課 主 事 金沢 昇摩

第15回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	○
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	
13	中 塚 義 弘	
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 恵 作	○
大川目	小 倉 明	
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
13 : 30 開会 田村会長	農作業の忙しい最中ご苦労様です。私事ですが体調を崩しまして、3月4月の総会を欠席しておりましたが、おかげ様で復帰いたしました。ありがとうございました。 世の中はウクライナやイラン等、戦争の中で混乱してきているわけです。値上げや品薄等、我々畜産業や稲作すべての農業に関しても、色々なことが起こっていると思っております。いずれにしろ、ここを乗り越えていかなければならないと思っておりますので、皆さんで頑張りましょう。
木地谷局長	本日の欠席通告委員を報告します。6番宇部文人委員、12番宇部慎二委員、13番中塚委員、間推進委員、小倉推進委員、中川原推進委員、下館靖推進委員より欠席通告がございましたので、ご報告申し上げます。
会長	これより議事に入ります。議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員に、1番外里委員、3番鹿糠勢津子委員を、会議書記については、事務局の柳久保係長を指名いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。長代主任。
長代主任	議案第1号農地法第3条の規定による許可についてです。本申請地ですが、譲渡人は高齢により耕作できなくなったことから、ご親戚である譲受人に対し贈与するものです。譲受人は、本申請地の隣接地に住んでおり、日頃から本申請地を含む周辺の農地を管理しているとのことで、今回の申請となっております。付議番号2番、本申請地ですが、現在休耕地となっている畑を隣接地に住む農業者に売買するものとなります。譲渡人である2人は相続により農地を取得しておりますが、両者とも遠方に住んでいることから、耕作管理することができないとのことです。以上で議案第1号の事務局からの説明を終わります。

	発言主旨
会長	事務局の説明が終わりました。続きまして、現地調査委員からの報告をお願いします。付議番号 1 番について、桑田推進委員お願いいたします。
桑田推進委員	事務局 2 名と、私の 3 名で現地を確認してきました。現地は〇号線を北上し、〇〇交差点から右に 10 分ぐらい行ったところで、〇〇の近くでした。譲渡人は 91 歳ということで、譲って管理してもらえるのはよろしいのではないかと思います。以上です。
会長	付議番号 2 番につきましては、鹿糠勇委員お願いします。
鹿糠勇委員	〇〇小学校の上手にある市道から〇〇道路にかかる道路沿いの土地になります。所有者の方が 2、3 年前に亡くなってそれ以降、空き地になっていた所ですが、草刈もされており、すぐ耕作できる状態です。何ら問題ないものと思います。
会長	議案第 1 号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) そのように決めます。次に、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。長代主任。
長代主任	農地法第 5 条の規定による許可についてです。付議番号 1 番、本申請地ですが、住宅建築用の工事車両が通行するための仮設道路設置の一時転用となります。実際に転用する部分ですが、6 ページの地籍図の黒枠で囲った部分が 1 筆分ですが、真ん中の斜線の細い部分を仮の通路として使うということです。土嚢と敷鉄板で設置するものです。実際に家を建てる所は〇〇-〇、道路から〇〇-〇を通して、工事車両を入れるということでした。契約内容は、使用貸借、期間は令和 8 年 12 月までとなっております。付議番号 2 番、本申請地ですが、自己住宅を建築するための売買となっております。付議番号 3 番、本申請地も自己住宅を建築するため、親族間での使用貸借となっております。以上で議案第 2 号に関する事務局からの説明を終

	発言主旨
	わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員から報告願います。付議番号 1 番につきましては、佐藤委員お願いいたします。
佐藤推進委員	鹿糠勇委員と事務局 2 名で現地を見て参りました。付議番号 1 番は〇〇町〇〇に行く坂を上り切ったところになります。現在は畑として耕作しておりました。一時転用ということですので、問題ないと思って見て参りました。付議番号 2 番、〇〇町〇〇になります。草もきれいに刈られておりました。自己住宅建設で売買ですが、問題ないものと思って見て参りました。付議番号 3 番、〇〇になります。〇〇の裏にあたる位置です。現在は畑としてきちんと管理耕作されておりました。こちらも住宅を建てるという事ですが、特段問題ないと思って見て参りました。皆様のご意見をお願いしたいと思いをます。
会長	議案第 2 号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 2 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それではそのように決したいと思います。次に議案第 3 号ですが、農業委員会法第 31 条の規定議事参与の制限により、内久保委員の退席をお願いいたします。 (内久保委員 退室) それでは、議案第 3 号農地法の適用外証明願いについてを議題といたします。付議番号 2 番が内久保委員の案件でしたので、先に 2 番の方を進めたいと思います。事務局より説明願います。長代主任。
長代主任	付議番号 2 番からご説明させていただきます。本申請地ですが、申請人は相続により取得した農地とのことですが、農地としての条件が悪く、耕作はしていなかったところ、平成 13 年ごろから、町内自治会による公園整備が行われ、それ以降農地という認識が薄れてしまい、現在に至ってしまったとのことです。現在は自治会の〇〇として利用されています。以上で付議番号 2 番の説明を終わります。

	発言主旨
会長	現地調査委員。上村委員、お願いいたします。
上村委員	5 月 15 日、事務局 2 名と現地調査をして参りました。〇〇旧小学校から 200m ぐらい西側の方にある〇〇からは 50m ぐらいのところになります。現在は、〇〇として整備されておりまして、きれいに整備されておりまして。事務局から説明があったように、今は〇〇として整備されており、農地として利用することはできないのではないかと思いますし、やむを得ないと思います。ご審議をお願いいたします。
会長	付議番号 2 番について、質疑を許します。 (「なし」の声) 特になしということで決したいと思います。それでは内久保の入室をお願いいたします。 (内久保委員 入室) それでは議題 3 号付議番号 1 と 3 の説明をお願いいたします。
長代委員	付議番号 1 番、本申請地は、申請人が相続をする前の平成 6 年頃、住宅を建設する予定で盛土を行ったものの、建築には至らず、それ以降、隣の土地に住む家族の駐車場として利用され続けていたことから、今回申請をするものとなります。 付議番号 3 番、申請人が相続する前の平成 10 年頃から、建物及び小屋が建設されていた。そのため農地である認識がなく手続き等は行っていなかったとのこと。以上で議案第 3 号に関する事務局からの説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査員からの報告をお願いします。付議番号 1 番につきましては、鹿糠勇委員お願いいたします。
鹿糠勇委員	願出人は遠方に居住しており、隣は親戚が住んでおります。今現在は、駐車場として使っているようです。30 年以上前からですので、やむを得ないと思います。皆様のご意見を拝聴したいと思います。
会長	付議番号 3 番につきまして、上村委員お願いいたします。
上村委員	付議番号 3 番について説明します。場所は、〇〇小学校から〇〇に

	発言主旨
	向かう途中 1 キロぐらいのところになります。家が 1 回火事になって、建て直したのですが、その時から盛土していたと思います。現在は、大型車両の駐車場や倉庫が建っています。農地としての認識はなかったとのことです。農地に戻すのは不可能だと思いますし、やむを得ないものと思って見て参りました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	議案 3 号について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 3 号について、特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) そのように決めます。次に、議案第 4 号農地利用集積促進計画についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
柳久保係長	議案第 4 号農用地利用集積等促進計画案について、令和 8 年度農用地利用促進計画書、9 号から 13 号が別紙の通り提出されましたので、農地中間管理事業の推進に係る法律第 18 条第 3 項の規定により、農業委員会の意見を求めるということになっております。対象となる土地が全部で 8 件となります。借入契約情報ですが 10 年間となっております。日にちを見ると若干足りない部分もありますが、農業会議のシステムの関係上、3 年 5 年 10 年という括りになっております。概ね 10 年というところで見いただければと思います。権利の種類としては賃借権、貸付申請者情報はご覧の通りとなります。以上です。
会長	議案第 4 号について、事務局から説明が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 4 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) それではそのように決めます。 次に協議事項ですが、農業委員会法第 31 条の規定議事参与の制限により、私の案件になりますので退席いたします。 (田村会長 退室)

	発言主旨
内久保職務代理者	しばらくの間、議長を務めさせていただきます。 協議事項、令和 8 年度畑地化促進事業の申請についてを議題といたします。農政課金沢主事、説明をお願いします。
金沢主事	農政課の金沢と申します。よろしくお願いいたします。 畑地化促進事業の内容について説明させていただきます。畑地化促進事業ですが、水田の転作交付金の制度である経営所得安定対策事業の中の 1 つの制度となっております。通常、転作交付金の申請をし、転作作物の作付け出荷販売を行うと、転作の交付金が国から交付されますが、この畑地化促進事業は、5 年間継続して転作作物を作付けすることを約束し、申請することで毎年の転作交付金の代わりに、まとまった額の交付金を受け取れる制度となっております。詳しくは資料の方を後ほどご覧下さい。本日は地域の関係機関等から、申請者が合意得たことが客観的に確認できる資料が必要なため、農業委員会の皆様からご協議いただくものです。今後、土地改良区にもご協議いただく予定です。今年度は、1 名、6 筆、11,516 ㎡、〇〇町地区の農業者 1 名の申請がありました。〇〇町〇〇11 地割内の補助を申請するものです。詳細は資料をご確認下さい。本申請に対して農業委員の皆さまからご意見、ご質問等がありますでしょうか。
内久保職務代理者	(城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	水田の住所が〇〇町〇〇になっていますが、久慈市内の方の申請なので久慈市農業委員会議の協議になったということですか。
金沢主事	申請者住所が久慈市にあることから、こちらで畑地化の申請をすることとなりました。
内久保職務代理者	(鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	この場所は水田であり、使用貸借で契約するという事は、〇〇町農業委員会にかかったということですか。

	発言主旨
金沢主事	今回の協議は、この事業に関しての同意を得るというものですので、借地同意等に関しては、今後確認してまいります。
鹿糠勢津子委員	〇〇町の農業委員会には、水田を畑にとしての申請が出ているのか、その辺りの説明があってもいいのではないのでしょうか。
内久保職務代理者	(木地谷局長(農政課長) 挙手) 木地谷局長(農政課長)。
木地谷局長 (農政課長)	借地契約等につきましては、未確認ですので承知していないところです。今回の協議につきましては、この事業の実施に対しての、ご同意を求めるものである点をご理解いただき、いずれにしても、農地の適正な手続きが行われない限りは、この事業がこのまま進んでいくものではございません。
内久保職務代理者	(鹿糠勢津子委員 挙手) 鹿糠勢津子委員。
鹿糠勢津子委員	事業については何も問題はないと思っております。事業に関して、事前の審査段階で事務局が確認作業等し、〇〇町と〇〇市の連携を上手く取ってほしいと思います。
内久保職務代理者	(城内推進委員 挙手) 城内推進委員。
城内推進委員	農政課が推進している事業だと思いますが、一般の人が申請をする際は色々な手続きが必要になると思いますが、行政が手続きを行う際は、そういった手続きが要らないという事なのか。例えば、農政課が〇〇町農業委員会に対して通知すればいいのか、その仕組みをお聞かせ下さい。もう 1 点、畑地化は 5 年間補助金が出るようですが、5 年間で終わりなのか、再契約等できるのか、そして、貸す側にとっても何かメリットがあるのか、借りる側には定着促進支援というのはあるようですが、今回はこういった形での交付になっていくのか。お聞かせください。
内久保職務代理者	木地谷局長(農政課長) お願いします。

	発言主旨
木地谷局長 (農政課長)	まず 1 点目が〇〇町との情報共有というか、制度上の連携が何かしらあるのかというご質問だったかと思いますが、特段決められているものはございません。それから 5 年間で終わるのかというご質問もございましたが、この事業に関しては、5 年間で終了するとなっております。
城内推進委員	永久的に畑として使うということになりますか。
木地谷局長 (農政課長)	そうなります。田んぼが畑になるという事業でございます。
城内推進委員	交付金は 5 年間しか出ないということですね。
木地谷局長 (農政課長)	その通りです。
城内推進委員	それは、〇〇さん側に出るものですか。貸し手側の出るものなのか、貸し手側の利益はあるのですか。
木地谷局長 (農政課長)	交付金自体は申請者たる借り手側に出ます。この場合は〇〇さんに出されます。貸手側に関して、この事業上は特に交付されるものはないことになります。
城内推進委員	賃貸借料だけということになりますね。
木地谷局長 (農政課長)	その通りです。
鹿糠勢津子委員	事業が始まった当初は、5 年間畑でやって、5 年過ぎたら水田に戻しなさいというルールでしたが、去年か一昨年あたりそのルールが変わり、そのまま水を入れなくてもいいとなったと思います。
内久保職務代理者	(金沢主事 挙手) 金沢主事。
金沢主事	水田活用の直接支払交付金では、5 年に一度水を張らなければ交付金が出ないというルールはあったのですが、今回の畑地化事業は、5 年経った後に元に戻さなければいけないというルールはなく、そのまま畑地として利用することになっております。

	発言主旨
内久保職務代理者	よろしいですか。 (「なし」の声) その他意見がないものとして、よろしいですね。 (「異議なし」の声) そのように決めます。田村会長の入室をお願いします。 (田村会長 入室)
会長	報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出書の提出についてを議題といたします。長代主任。
長代主任	報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出書の提出について、届け出が提出されましたのでご報告いたします。20 ページから 21 ページにかけて、13 件届け出がございました。届け出事由はすべて相続となっております。以上で報告事項 (1) についての説明を終わります。
会長	報告事項 (2) 会務報告について説明願います。事務局長をお願いします。
木地谷局長	報告事項 (2) 会務報告についてご説明申し上げます。5 月 13 日、3 条に係る現地調査を行いました。桑田推進委員、事務局で対応しました。5 月 14 日、令和 8 年度岩手県都市農業委員会会長会、幹事会並びに市町村農業委員会事務局長会議、研修会が盛岡市で開催され、私が出席しております。5 月 15 日、3 条、5 条、適用外に係る現地調査を、上村委員、鹿糠勇委員、佐藤推進委員、事務局で行っております。同じく 15 日、久慈地方農業農村活性化推進協議会幹事会が振興局で開催され、私が出席しております。5 月 18、19 日、農業委員会新任職員研修会が W e b の開催で、私と柳久保係長が参加しております。5 月 20 日、第 15 回農業委員会議、本日です。 6 月の農業委員会議の予定ですが諸事情により、以前お知らせしておりました 6 月 20 日の予定を、6 月 19 日、金曜日、午後 1 時 30 分開催とさせていただきます。変更後の開催日程表を配布しております。その他にも変更している部分等もございますので、ご確認をお願いします。この資料にない部分のご説明になりますが、先月 4 月 20 日、農業委員会議終了後、歓送迎会ということで予定しておりましたが、津波警報の発表に伴いまして、中止とさせていただいております。その際の料理につきましては、お弁当にいただき、36

	発言主旨
	個 1 個あたり 3,500 円という弁当だったのですが、市役所の職員、市長、副市長以下、36 名に買い取っていただきまして、何とか整理することができましたので、ご報告申し上げます。以上となります。
会長	次に、その他でございますが、皆さんから何かございますか。 (木村委員 挙手) 木村委員。
木村委員	久慈保育園での食育農育の件です。日程が決まりました。6 月 5 日金曜日、9 時 20 分から久慈保育園です。5 日が稲をバケツに植える日、前日 4 日はバケツに泥を入れる作業になります。事務局と私、鹿糠勢津子委員で作業する予定です。6 月 5 日にお手伝いいただける方が今のところ 2、3 人決まっていますが、小さい子供を相手にするので、もう少し人員が必要かと思います。もしお手伝いしていただける方がいらっしゃいましたら、事務局に申し出て欲しいです。どうぞよろしくお願いします。
会長	よろしく願いいたします。長代主任から補足があります。
長代主任	補足をさせていただきます。先月の総会で、木村委員の方からお話があったんですが、久慈保育園さんから、木村委員に子供たちに食育の体験をさせたいという協力をお願いがあったとの事で、農業委員会でもお手伝いさせていただくということになりました。そのイベントの日が決まり、6 月 5 日に久慈保育園でバケツに稲を植えるという作業をすることが決定しましたので、事務局からも 2 名参加します。もし、お手伝いいただける方がいらっしゃいましたら、久慈保育園に 9 時 20 分集合で来ていただければというお話でした。強制ではございませんので、もし来ていただける方がいらっしゃいましたら、事務局の方までお申し出下さい。よろしくお願いします。
会長	みなさん、よろしく願いいたします。事務局お願いします。
柳久保係長	先日、全国農業新聞情報員会議がございました。現在、岩手県内での全国農業新聞の発行部数が 2,149 部、2,000 部を切ると、岩手県版の記事覧の掲載、月 1 回が無くなるということです。現在、久慈市内では 34 部の発行となっており、委員のみなさんにご協力いただき、目標部数 64 部まで伸ばしていただきたいとのことでした。もちろん

	発言主旨
	ん、強制するものではございませんが、お声がけ等よろしく願いいたします。以上です。
会長	次に、長代主任、お願いします。
長代主任	遊休農地解消事業について、事務局からお伝えしたいことがございます。1 点目が、先月の総会で中川原推進委員より、今回は小久慈地区の佐藤推進委員が中心となって遊休農地解消事業を実施したらいいのではないかとという提案をいただき、皆さんより承認されたところでしたが、大変残念ながら諸事情により、一旦白紙になってしまいましたことをご報告いたします。 2 点目、事務局からの提案がございます。遊休農地解消事業で代わりに実施できる農地を探すために、何名かの委員さんに相談させていただきました。その中で、今まで実施してきた遊休農地解消事業に対して、実は賛否両論様々な意見があるということがわかりました。本日の資料に久慈市農業委員会遊休農地解消事業実施状況という用紙をお配りしております。今までの 20 年間分の遊休農地解消事業の実施状況の履歴になります。遡ると 20 年間、もしかしたらそれ以上、毎年継続してきた活動だったようです。委員の皆様と事務局相互の協力、意思と努力でこの活動を継続してきたものと思います。ただ、現在の活動では、1 人の委員さんに負担をかけてしまっている状況ではないかと考えております。今までのように事務局が勝手に決めて、調整して、草刈だけ来てくださいというような状態は、本来の活動ではないと考えました。農業委員会を構成している皆さんが、率直にどうしたいか、どう考えているかということをお聞きたいと思っています。もちろん廃止一択ではなく、皆さんが、この活動はぜひ今後もこの先 10 年 20 年と続けるべき、というご意見でしたらその方向で進みたいと思います。そこで、アンケート用紙を皆様にお送りしたいと考えております。そちらに遊休農地解消事業の今後、続けていくべき、又は一旦終了してもいいのではないかと等、みなさんが思っていること、ご意見等書いていただければと思っております。よろしくお願いいたします。
会長	事務局も相当苦慮しての考えを話したように感じております。そういうことで、皆さんにアンケートをお送りするということでございます。それぞれの考え方を記して、提出していただきたいと思えます。アンケートを取るということで、ご了解願いたいと思えます。

	発言主旨
14 : 40 閉会	(「異議なし」の声) よろしくお願いします。他にございませんか。 (「なし」の声) なければ以上をもちまして、第 15 回久慈市農業委員会会議を終了いたします。ご苦労様でございました。